

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名:ギニア国コナクリ市運輸・交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称: ギニア国コナクリ市運輸・交通インフラ整備に係る情報収集・
確認調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号:26a00526

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 プロポーザル作成にかかる留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 8 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:ギニア国コナクリ市運輸・交通インフラ整備に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4)契約履行期間(予定):2026年10月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

アフリカ部 西アフリカ課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
-----	----	----

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

1	資料ダウンロード期限	2026 年 8 月 25 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 8 月 26 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 31 日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 9 月 4 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 9 月 18 日 10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>

提供資料:

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 日程参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/YnDEDFA89P>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2$$

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ギニア共和国(以下、「当国」という。)の首都コナクリ(人口:約 340 万人(2025 国勢調査))では、急速な人口増加と都市化の進展に伴う交通需要の増加に対して、運輸・交通インフラ整備が追いついておらず、幹線道路における慢性的な渋滞や物流効率の低下が顕在化している。また、当国最大の商業港はコナクリ市に位置するが、鉄道整備が遅れており、また国内航空輸送が存在しないため、コナクリ港からコナクリ市内外への生活用品や経済産業物資の供給・貨物輸送及びコナクリ港への鉱物資源や農産品の輸送は道路輸送が担っている。加えて、コナクリ市は大西洋に突き出した細長いカルーム半島上に発展した港湾都市であり、半島先端部のカルーム地区には政府機関や主要な業務機能が集積、ギニアの対外貿易の中心であるコナクリ港も同地区に立地することから、輸送量増加・交通渋滞に対応するための運輸・交通インフラ整備の必要性が増している。

当国の国家開発戦略「シマンドゥ 2040」では交通・物流インフラ整備が重点課題の一つに掲げられており、特にコナクリ市では、道路網の拡充、道路容量の増強、公共交通の強化及び都市交通マネジメントの改善など多岐にわたる取り組みを実施する方針が掲げられている。

コナクリ市では欧州連合(以下、「EU」という。)の支援により、「コナクリ都市交通マスタープラン」(2019)が作成されているが、2026 年現在のコナクリ市では人口増加・都市化によって交通状況が大きく変化している。そのため交通量調査や分析をもとに、今後の案件形成に向けた情報収集が必要となっている。

かかる状況を踏まえ、本調査は、運輸・交通分野(特に、道路、交差点、橋梁)における資金協力案件(無償資金協力中心)の形成を想定し、コナクリ市の最新の交通状況、課題の把握及び周辺状況を確認するとともに、コナクリ市の道路や橋梁を含む陸運を主として施設・設備(インフラ)整備に向けた協力案件形成のための情報収集・分析を行うものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、コナクリ市内の交通の状況とその課題を把握し、国家開発戦略「シマンドゥ 2040」・「コナクリ市都市交通マスタープラン」(2019)等で計画されたコナクリ市内の道路・交差点・橋梁及びこれら計画と整合が取れる範囲で受注者の専門性により整備優先度が高いと考えられる道路・交差点・橋梁(ギニアフィールドオフィス(小規模在外拠点)と実施機関との協議により整備優先の意向が確認されているシマンテェリ交差点及びパ

ンパコレ橋梁も優先事業候補として検討に含む)を特定することを目的とする。

また、特定された道路・交差点・橋梁について、JICA 関係部と協議の上、無償資金協力として実施優先順位が高いと見込まれる道路・交差点・橋梁(概ね1～2 か所ほど)については概算事業費、事業効果及び無償資金協力事業として実施する意義の確認及び環境社会配慮を含む実施上の課題の把握に必要な基礎情報の収集・分析を行うことを目的とする。

(2) 調査対象

- ① 相手国実施機関名:インフラ省(Ministère des Infrastructures)国家インフラ局(DNI:Direction Nationale des Infrastructures):国道、都市幹線道路、橋梁等の整備を所管。国内の主要道路及び橋梁整備事業の主管官庁。
- ② 相手国ドナー調整機関名:計画・国際協力開発省(Ministère du Plan, de la coopération internationale et du Développement)
- ③ 調査対象地域:コナクリ市
(参考地図:別添 1 コナクリ市の道路網及び主要交差点・橋の位置図)

(3) 調査の範囲

本調査では、上述の目的を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第3条 調査の実施方針及び留意事項

(1) 本調査の流れ

本調査の大まかな流れは以下の想定とする。

- ① 既存の調査文献やデータ等に基づき、コナクリ市の運輸・交通の現況・課題を簡潔に整理・分析する。
- ② 交通量調査や人口や GDP を踏まえた交通需要予測の見直し、関係機関へのヒアリングを中心とした現地調査と分析を行う。
- ③ 調査・分析結果を踏まえ、整備優先度が高いと考えられる道路・交差点・橋梁を特定し、新規プロジェクト候補を検討し優先事業案を作成した後、JICA 関係部と協議を行う。
- ④ 優先事業案から無償資金協力として実施優先順位が高いと見込まれる道路・交差点・橋梁(概ね1～2 か所ほど)を絞り込み、無償資金協力事業の形成に向けた協力準備調査の前提となるようなデータの収集・分析、概算事業費の初期的な積算及び評価を行う。

(2) 無償資金協力の必要性和妥当性の検討

本調査の具体的なアウトプットとして、主に無償資金協力案件の形成を目指しているが、実現化にあたり同無償資金協力案の同国もしくは同市における経済裨益を明確にすることが求められている。また、同市はコナクリ港からコナクリ市内外への生活用品や経済産業物資の供給・貨物輸送及びコナクリ港への鉱物資源や農産品の輸送の要所であることから、同案を実施することによる交通問題解決が同国への物流・経済効果へどのような相乗効果を及ぼすか具体的に調査・提案する。

また、無償資金協力案件の検討にあたり、案件形成検討段階においても適切な定量的効果指標の選択等、事業効果の明確化や概算事業費の精度が求められることを念頭に置

いて調査・提案を行う。本調査結果を踏まえて、無償資金協力案件の事業化にあたっては別途協力準備調査等を実施する予定。

(3) 現地再委託に係る留意事項

本調査では現地再委託にて交通量調査の実施を想定しているも、調査期間が限られているため、受注者は既存の資料の内容を十分に確認の上、効率的かつ効果的な調査手法を検討すること。

(4) DX の導入可能性検討

DX(デジタルトランスフォーメーション)の適用等によるイノベーション等の導入に関しても広く情報収集し積極的に検討すること。

(5) 関係者との連絡・確認における留意事項

本調査の実施に当たっては、発注者アフリカ部、社会基盤部、無償資金協力部、セネガル事務所、ギニアフィールドオフィス並びにギニア側関係機関との連絡を随時行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。また、各段階のレポート提出時、その他ギニア側関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

第4条 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

① 関連資料及び情報の収集・整理・分析

先方政府、周辺国政府、発注者や他ドナー機関等が実施した調査資料や関連の資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。

② 調査の基本方針の策定

上記①の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。

③ 先方関係機関への質問票作成

現地収集する必要がある関連資料、情報、データ、維持管理体制や実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票として取りまとめる。この際、既存資料、情報、データとの重複がないか、十分に確認すること。

④ インセプションレポートの作成

上記①～③の内容及びファイナルレポートの目次案等で構成される業務計画書(和文)及びインセプションレポート(案)を作成する。発注者アフリカ部及び関係部署(社会基盤部、セネガル事務所及びギニアフィールドオフィス)と会議(オンラインも可)を開催し、インセプションレポート(案)の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート(案)を最終化し、発注者アフリカ部の了承を得る。

⑤ インセプションレポートの説明・協議・最終化

先方政府関係機関に対し、インセプションレポートを配布し、既存資料等の分析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 既往調査の現地でのレビュー

先方政府資料および運輸交通分野の既往調査文献をレビューし、調査時点での交通の現状と課題及び抽出された優先事業を確認するとともに、現地調査において、それら事

業の進捗状況を確認する。また先方政府及び他のドナーで現在実施中の事業について現地で状況を確認、本調査及び無償資金協力案への影響を確認する。

(3) 社会経済指標、開発政策に係る情報の収集

インセプションレポート及び質問票に基づき、ギニアの社会経済指標、開発政策に係る必要な情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。

① コナクリ市の社会経済の状況：

マクロ経済指標、人口動態と経済・産業構造、コナクリ港からの取扱物流量（輸出入品目別貿易額等）の推移、港湾開発の状況、主要産業、外国投資、自動車登録台数、自動車貨物輸送量の推移、交通事故統計、社会施設の分布状況把握を含む。マクロ経済指標については、走行時間・経費の節減の効果を把握すべく燃料類の税抜き価格、労働賃金水準、主要地点間の貨物輸送費の把握を行うことを想定する。文教施設や医療福祉施設、産業拠点その他の社会施設の分布状況は、橋梁整備等の道路のボトルネック対策が社会的にどのような意義を有するかを確認する観点で行う。

② 運輸・物流セクターの概況：

国家開発計画及び都市計画等における運輸・物流セクターの位置づけ、内容及び計画実施状況の確認、運輸交通行政、組織・法制度、運輸交通インフラ（道路、鉄道、船舶、航空、交通管理等）の状況の把握を含む。

③ 将来の物流に照らした各物流モード（道路、鉄道、船舶、航空など）の位置付け

④ ギニア政府による物流網整備計画の現状と課題

⑤ ギニア政府における橋梁・道路維持管理計画の現状と課題

道路、橋梁の維持・管理に関して、以下調査項目（ア）～（エ）について、既往調査や既存データのレビュー、関係省庁・機関へのインタビュー、現地調査、国際機関やドナー等へのヒアリングを通じて情報を収集し、ギニアにおける橋梁・道路維持管理の主要な課題を分析すること。

（ア）維持・管理の状況

（イ）管轄省庁、関係機関及びその役割・権限・責任事項

（ウ）予算の仕組み及び配布状況

（エ）他国や他援助機関の支援状況

⑥ 他ドナー（アフリカ開発銀行、世界銀行、EU 等）による運輸・物流及び道路セクターの支援状況（計画及び実施中事業の進捗）

(4) コナクリ市の交通・交差点開発の現状把握

インセプションレポート及び質問票に基づき、コナクリ市の道路セクターに係る必要な情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、交通量調査の実施を行い、交通の現況把握、過去の既往調査文献との比較で交通量の伸び率の推計、優先事業の事業効果推定の基礎データとするため、以下に①～④に想定する交通量調査等を現地再委託または現地庸人による直営にて行い、無償資金協力事業のスキームに適う整備の緊急性が高い優先整備交差点を抽出する。²

① 断面交通量調査

市内の主要道路（プリンス通り、国道一号線）および優先事業候補箇所の近傍の概ね10地点（左記以上を目安とし、情報収集に適切な件数）で16時間の時間別、車種別交通

² 早期整備交差点および優先整備交差点の抽出の基本的考え方はプロポーザルにて提案をする。

量の計測を平日および週末の各一日、計二日間行う。

② 旅行速度調査

市内の主要道路および優先事業候補箇所の旅行速度調査を行う。GPS搭載のプローブ車両にて計測することを想定している。

③ 路側OD調査

コナクリ港からコナクリ郊外に出る分岐点 KM36 の間の複数地点(5か所以上、情報収集に適切な件数)にて、適切なサンプル率で路側ODインタビュー調査を行い、コナクリ市を中心とする広域の自動車交通の起終点および貨物の積載状況、旅客輸送の状況を把握する基礎資料とする。なお、調査に当たっては実施機関を通じて、交通警察の協力を得て、安全な調査の実施に努めることとする。

④ 車両乗車人員調査

市内の主要道路3地点以上にて、適切なサンプル率で車種別の乗車人員数調査を行い、事業効果把握の基礎資料とする。

(5) 優先整備道路・交差点・橋梁の状況把握と概略的な設計

優先整備交差点についてヒアリング、現地踏査を行い、状況を把握するとともに、概略的な設計(協力準備調査の概略設計より粗い精度の設計で可)および概算事業費の算出を行う。積算の結果については無償資金協力案件形成の参考とするため、最も安価な案、中規模程度の案、フルスペックの場合の案といくつかのバリエーションで検討、報告を行うものとする。併せて、用地取得や地形・地質等の優先整備区間の建設上の課題についても整理を行う。

(6) 優先整備道路・交差点・橋梁の事業効果の推計

優先整備道路・交差点・橋梁の改良による交通の転換を簡易な手法で推計し、交通の円滑化(渋滞の軽減、移動時間または距離の節減、大型車両の通行確保等)および安全性・信頼性の向上(降雨時の車両通行確保、交通事故の減少)、病院や教育施設等へのアクセスの改善、生活環境改善等の効果について定量的(できれば金銭価値換算、経済裨益換算)および定性的な評価を行う。また優先整備交差点がコナクリ市の都市課題の改善、ギニア国内の物流や都市のコネクティビティの改善に及ぼす効果についての推察、及び優先整備道路・交差点・橋梁を無償資金協力事業として実施する意義について検討する。³

(7) 環境社会配慮に係る概略調査

環境社会配慮に係る概略調査として、以下の項目についてギニア国の現在の状況を収集する。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する概略調査を行う。)
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- ③ 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ④ 優先整備道路・交差点・橋梁に係る簡易な環境スクリーニングの実施

³ギニアで産出される鉄鉱石・ボーキサイト等の鉱物資源の多くは欧米・アジア地域の各国に輸出されていることも踏まえつつ、同国からの安定的な鉱物資源の輸入との関係でコナクリ市における運輸交通インフラの整備がどのような効果をもたらすと仮説を立てることができるか、これら事業効果の推計手法についてプロポーザルにて提案を行う。

(8) 現地調査結果概要の作成とギニア政府への調査結果案の報告

現地調査結果の要点を仏文プレゼンテーション資料にとりまとめ、ギニア側に説明を行い、先方政府の意向や関連計画等を確認する。

ギニア側への現地調査結果の報告にあたり、事前に発注者アフリカ部、関係部との協議と説明内容の確認を行う。

(9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート(プレゼンテーション資料(和・仏)を含む)案を作成し、JICA に提出する。

(10) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する発注者からのコメントを精査の上、必要な箇所については修正し、ファイナルレポート(プレゼンテーション資料(和・仏)を含む)として取りまとめる。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。本業務の成果品は「ファイナルレポート」とする。報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

(1) 報告書等

① 業務計画書

- ・提出時期: 業務締結から 10 営業日以内
- ・部数等 : 和文電子データ

② インセプションレポート(IC/R)

- ・提出時期: 調査開始後 2 週間以内
- ・部数等 : 仏文電子データ

③ ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)

- ・提出時期: 2027 年 2 月上旬
- ・部数等 : 和文・仏文電子データ

④ ファイナルレポート(F/R)

- ・提出時期: 契約履行期間の末日
- ・部数等 : 和文 2 部(製本)・仏文 2 部(製本)、CD-R2 部(プレゼンテーション資料は和・仏文を含み、PDF、MSWord または Power Point 形式で電子データ)

※ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 5～10 ページ程度で取りまとめ、報告書の最初の部分に入れる。また、収集資料一式(面談・議事録、画像集等含む)を別添または別冊として含めること。

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は第 4 条(4)①～④のとおり。

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」

に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1:報告書目次案

別紙2:プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

別添1:コナクリ市の道路網及び主要交差点・橋の位置図

報告書目次案

注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 調査の概要

- (1) 調査の背景・概要
- (2) 調査団の構成と調査行程

2. 既存の開発計画における関連情報の収集と整理

- (1) 国家計画および関連計画
- (2) コナクリ市の計画
- (3) 関連実施中/計画中の事業(他ドナーの支援状況、他)
- (4) 調査の基本方針の策定
- (5) 先方関係機関への質問票

3. 社会経済指標、開発政策に係る情報の収集

- (1) コナクリ市の社会経済状況
- (2) 運輸・物流セクターの概況
- (3) 人口と GDP を踏まえた交通需要
- (4) 将来の物流に照らした各物流モードの位置づけ
- (5) ギニア政府による物流網整備計画の現状と課題
- (6) 他ドナーによる運輸・交通及び道路セクターの支援状況

4. コナクリ市の交通・交差点の現状の把握

- (1) 交通量調査等の実施(断面交通量調査、旅行速度調査、路側 OD 調査、車両乗車人員調査)

5. 環境社会配慮

- (1) 環境社会の状況(汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等)
- (2) ギニア国の環境社会配慮制度・組織
- (3) 環境社会配慮に関連する法令や基準

6. コナクリ市内の運輸・交通の課題と優先整備道路・交差点・橋梁の抽出

- (1) 社会状況、都市構造を踏まえた道路および交通課題
- (2) 整備すべき備道路・交差点・橋梁の提案
- (3) 優先整備交差点の概略設計、事業効果の推計
- (4) 簡易な環境スクリーニングの実施
- (5) 実施に向けた課題・提言

7. 優先整備道路・交差点・橋梁の事業効果の推計

- (1) 定量的・定性的評価
- (2) 事業効果の推計

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	本件調査の中で短期的に調査結果を纏めることが期待されている無償案件の形成(優先整備道路・交差点・橋梁)について、候補案件の具体化に必要な情報収集、技術的検討を効率的に実施するための調査実施手順	第4条 調査の内容(5)(6)
2	優先整備道路・交差点・橋梁の改良による定量的および定性的な評価手法。 優先整備交差点がコナクリ市の都市課題の改善、ギニア国内の物流や都市のコンネクティビティの改善に及ぼす効果についての推察、無償資金協力事業として実施する意義についての検討手法。	第4条 調査の内容(7)

コナクリ市主要道路位置図



コナクリ市シマンテリ交差点、パンパコレ橋位置図



第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: 運輸交通分野の計画策定に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

- ① 対象国及び類似地域：ギニア国及び全途上国
- ② 語学能力：英語又は仏語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 10 月より業務を開始し、2027 年 2 月まで調査を実施する。

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 10.35 人月

２）渡航回数の目途 延べ 9 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通量調査一式（断面交通量調査、旅行速度調査、路側 OD 調査、車両乗車人員調査）

（４）配付資料／公開資料等

１）公開資料

- 国家開発戦略「シマンドゥ 2040」
<https://www.simandou2040.gn/>
- 「コナクリ都市交通マスタープラン」(2019)公開資料
<https://www.comssa.org/wp-content/uploads/formidable/2/-2.pdf>
- 大コナクリ都市開発計画マスタープラン（SDU）
https://urbanakry.quickwebviewer.org/data/attachments/SDU_SECTION_1_reduced.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄仏語）	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所およびギニアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

55,664,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（6,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通量調査(断面交通量調査、旅行速度調査、路側OD調査、車両乗車人員調査)に係る経費	「第3章 調査の実施方針及び留意事項(3)現地再委託	6,000,000円	交通量調査費一式	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)